

福岡市依存症専門医療機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本市における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

- 第2条 専門医療機関の選定は、福岡市長（以下「市長」という。）がこれを行ない、福岡市内に所在地を有する保険医療機関について指定する。
- 2 福岡県知事、北九州市長が選定した専門医療機関については、市長も選定したものとして取り扱う。
 - 3 福岡県知事及び北九州市長が選定を解除した専門医療機関については、市長も選定を解除したものとして取り扱う。

(申請手続き)

- 第3条 専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、市長に対し、申請書（様式1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。
- 2 前項の申請書類は、福岡市保健医療局健康医療部保健予防課において受付を行う。

(選定の要件)

- 第4条 専門医療機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。
- 2 国が前項に定める基準を改正した場合は、市長は、既に選定された専門医療機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
 - 3 前項の結果、専門医療機関が改正後の基準を満たさなくなった場合は、市長は選定を解除する。

(審査)

- 第5条 市長は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしていると認められる場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医

療機関として選定する。

- 2 市長は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 市長は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2号）により選定したことを探知する。

- 2 市長は、第2条第1項の規定により専門医療機関に選定した場合は、速やかに福岡県及び北九州市にその旨を通知する。

(公表)

第7条 市長は、選定した専門医療機関について、福岡市のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 市長は、選定した専門医療機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関は、市長に対して速やかに辞退届（様式3号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4号）を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、市長は、職権によって選定の解除を行うものとする。
- 4 市長は、前二項の規定により専門医療機関の選定の解除を行った場合は、速やかに福岡県及び北九州市にその旨を通知する。

(要綱の変更)

第10条 本要綱を変更しようとする場合は、事前に福岡県及び北九州市と協議する。

(附則)

本要綱は、令和 元年 5月 7日から適用する。

(附則)

本要綱は、令和3年1月7日から適用する。

(附則)

本要綱は、令和4年4月1日から適用する。